

平成 22 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	常 務 執 行 役 員 社 長 室 長 住 谷 猛
電 話 番 号	(03-6823-7015)

当社及び子会社における株式買取請求に関する東京地方裁判所の価格決定

および即時抗告の申立について

当社は、株式会社インテリジェンス(以下「インテリジェンス」)との間で平成20年9月30日を効力発生日として行った株式交換(以下「本株式交換」)に関連して、これに反対する株主1名から会社法第797条第1項に基づく当社株式79万5,210株の買取請求を受け、東京地方裁判所に株式買取価格決定申立事件が係属しておりましたが、同裁判所において平成22年3月31日付で上記価格については1株あたり448円とする旨の決定がなされました。当社は、当該決定に対して、東京高等裁判所に即時抗告を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

また、インテリジェンスも、本株式交換に反対する株主2名から会社法第785条第1項に基づく同社株式合計1万923株の買取請求を受け、東京地方裁判所に株式買取価格決定申立事件が係属しておりましたが、同裁判所において平成22年3月26日付で上記価格については1株あたり8万7,426円とする旨の決定がなされたことを受け、同決定に対して東京高等裁判所に即時抗告を行ったしました。

なお、インテリジェンスは、上記以外にも、本株式交換に反対する株主1名から会社法第785条第1項に基づく同社株式1,221株の買取請求を受け、東京地方裁判所に株式買取価格決定申立事件が係属しておりましたが、同裁判所において平成22年3月4日付で上記価格については1株あたり8万7,426円とする旨の決定がなされたことを受け、平成22年3月12日付で同決定に対して東京高等裁判所に即時抗告を行っております。また、本株式交換に反対する株主8名から会社法第785条第1項に基づく同社株式合計532株の買取請求を受け、東京地方裁判所に株式買取価格決定申立事件が係属しておりましたが、同裁判所において平成22年3月29日付で上記価格について1株あたり8万7,426円とする旨の決定がなされたことを受け、同決定に対して東京高等裁判所に即時抗告を行ったしました。

以上